

仕 様 書

1 業務名

せとうちのアートに係るインターネット調査事業

2 実施時期

契約締結の日～ 2024年12月20日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が一体となって、観光分野におけるせとうちブランドを確立し、より一層の地域振興を図ることを目的としている。

具体的には、機構のターゲット層である欧米豪の高付加価値旅行者※1を、せとうちエリアへ誘客し、観光消費額の増加を図るため、「AUTHENTIC JAPAN：SETOUCHI」というコンセプトを定め、それを具体的に体現するテーマの一つにアートを掲げている。

しかしながら、『せとうちのアート』を具体的に想起させる認知やブランドが確立されておらず、また機構においても、欧米豪のアートに対する嗜好性を十分に把握できていないため、ターゲット層のニーズに合致する商品造成や情報発信ができていない。

よって本事業では、在住外国人を対象とするインターネット（Web アンケート）調査を行い、日本及びせとうちエリアのアートに対する意識やニーズを定量的に把握することで、『せとうちのアート』を具体化し、観光振興施策立案に際しての道筋を明らかにする。

※1 欧米豪とは、英・仏・独・米・豪の5カ国を指す。ターゲットは Experienced Traveller 層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）、Special Interest Traveller（特定の趣味嗜好で旅行先を選ぶ旅行者）に属する高付加価値旅行者。また、高付加価値旅行者とは、訪日旅行1回あたりの総消費額が1人当たり100万円以上の旅行者のこと。

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、以下の業務を遂行すること。

(1) 在住外国人を対象とするインターネット（Web アンケート）調査

① 調査対象者の属性

- ・国内在住の外国人で、欧米豪（英・仏・独・米・豪）の出身者
- ・国内在住歴は、5～10年を優先してサンプルを確保すること

② 調査方法・サンプル数

- ・インターネット（Web アンケート）調査とする。
- ・サンプル数は、欧米豪5カ国それぞれ100とし、合計500とする。

③ 調査項目の設計

- ・調査項目数は、スクリーニングを5問、本調査を15問とする。
- ・次に示す想定項目を参考に、日本及びせとうちエリアのアートに対する意識やニーズを定量的に把握できる調査項目を提案すること。なお、最終的な調査項目については、当機構と協議の上、決定すること。

（想定項目）

- ・調査対象者自身の、アートに対する感度
- ・調査対象者の自国における、アート（文化や芸術）に対する国民性や嗜好性
- ・日本／せとうちエリア／アートというキーワードから想起されるイメージや具体的に思い浮かべるモノ・コト
- ・想起されるイメージや具体的に思い浮かべるモノ・コトの背後にある本質的な“日本及びせとうちらしさ”
- ・日本／せとうちエリアのアート観光に期待すること

（2）調査結果の分析及び分析手法の提案

上記（1）の調査結果については、単純な国別の集計に留めるのではなく、国別以外の視点からも『せとうちのアート』を多面的に分析すること。それによって、アートという抽象度の高いテーマを細分化し、ターゲット層へ訴求できる具体的なテーマを導くこと。

（3）留意事項

①本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む）は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。

②上記に必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。

5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

また、個人情報の適切な取り扱い体制に関して、プライバシーマーク使用許諾

(JISQ15001)、ISO9001 (品質マネジメントシステム) 及び ISO20252 (マーケットリサーチサービス) のいずれかの認証を有することが望ましい。

6 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

(2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

7 報告書・成果物の提出並びに納品について

また、最終報告書を下記の通り提出すること。

- (1) 提出物 事業実施報告書 2部および電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 2024年12月20日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ・事前に機構職員の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度、機構と協議の上処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) せとうち地域のブランディングのために機構の「せとうち」ロゴマークを使用すること。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：山崎

TEL：082-836-3217